書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和５年度　　事　業　計　画　書

特定非営利活動法人 Adovo

１　事業実施の方針

前年度は中心事業（国際交流推進事業・日本語教育事業・研究啓発事業）において各関係者と連携し、広範な活動を実施することができた。またコロナが落ち着いたことで、対面の活動や海外への派遣の実施もできるようになった。

今年度は前年度の活動を踏まえ外国人技能実習生を送り出すベトナム・ミャンマー・インドネシアを中心にこれまでの活動をさらに広げていくとともに、実習生がいる地域での密な活動も広げていきたい。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【1670】千円　）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国際交流推進事業	技能実習生の送り出し機関にて来日前の講習会を実施する。 また会員を現地に派遣し、現地での交流･講習を実施する。	派遣会社毎とに月３回	ハノイ、ゴヤン、ブンペン	35 人	講習会に参加する実習生	800 人	1200000
日本語教育促進並びにその研究に係る事業	日本にいる技能実習生に対してオンライン･対面の日本語教室を実施する。	実習生１人につき毎週１回	オンライン、東京都	55 人	日本語教室に参加する実習生	100 人	300000
外国人労働者等の人権問題に係る研究及びその啓発事業	各業界関係者へのヒヤリング、現地調査等を通して、前年度よりさらにレベルの高い調査研究を実施、その成果発信に努める。	９月、１２月、１月	ベトナム、インドネシア、東京	10 人	発信相手の学生など	100 人	170000
作文コンテストの開催事業	今年度は実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	
学生団体、ボランティア団体の援助及び交流事業	今年度は実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	
類似の事業を行う個人、団体、法人の援助及び交流事業	今年度は実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	